

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会7月総会

日 時	令和2年7月27日(月)午後2時00分	開議
場 所	農村環境改善センター 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第7号	会期の決定について
第2	指定第8号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第7号	農地法第3条の3の規定による届出について
第4	報告第8号	非農地証明事務処理報告
第5	議案第17号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第18号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第8	議案第20号	四万十町農用地利用集積計画に対する決定について
第9	議案第21号	農用地利用配分案に対する意見決定について
第10	議案第22号	時効取得を原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案に対する意見決定について
第11	その他	

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 欠席 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊藤 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 11番 甫喜本 治誠、30番 澤田 憲男

〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会7月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、林会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。雨ばかりで蒸し暑い天气が続いております。コロナの方も東京、大阪ではどんどん出ています。幸いな事に高知県では昨日は1人でした。この連休で全国どうなるのかという事が心配されます。皆さんもそれなりに気を付けていただければと思います。この雨で農作物の色々な被害が出ているのではないのでしょうか。特に稲ではいもち病が出て皆さんご苦労されているのではないのでしょうか。この蒸し暑い時期、大変だと思いますが、体には十分留意されて農作業していただければと思います。今日はよろしくお願い致します。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号32番 山本奨一委員にお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

32番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席ください。
 本日の会議に、11番 甫喜本治誠委員、30番 澤田憲男委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

 日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和2年7月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第8号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四

万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に1番、下元弘章委員と、31番、猪野啓一委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第7号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第3 報告第7号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。ページは、3ページです。

件数は、窪川地域の1件、西部地域1件になります。

なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号1について説明します。

土地の所在、仁井田字倉木453番1、地目、畑、面積、60㎡です。以下3筆あり、合計4筆で、面積が366.09㎡です。届出日、令和2年6月30日、届出事由、相続となっております。あっせん希望については、希望しないとなっております。窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号2について説明します。土地の所在、芳川字宮ノ奈路100番3、地目、田、面積206㎡です。以下5筆あり、合計で6筆、面積が5,545㎡です。届出日、令和2年6月10日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第7号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第8号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書4ページをご覧ください。今月は全部で5件となっております。

1番からご説明させていただきます。添付資料は1ページから2ページです。藤ノ川字小深山口422番2、地目、畑、面積、1,513㎡です。申請地は30年以上前より耕作しておらず木の根もあり現在は原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め令和2年6月10日非農地証明を発行しております。

2番から4番は申請人は違いますが申請地が近くなので合わせてご説明させていただきます。添付資料は3ページに3件まとめた位置図と4ページから7ページに写真を載せております。大字はすべて上秋丸、地目はすべて畑です。2番、字大谷口530番3、面積、124㎡。字コヤノナロ485番、面積1,764㎡。字小松尾谷口520番3、面積192㎡。3番、字フトヲ489番5、面積307㎡。4番、字影平山514番、面積881㎡です。申請地のうち大谷口530番3は平成7年頃より墓地、その他は平成5年頃より耕作しておらず原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ、人為的に転用した土地で、すでに20年以上経過している土地と、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め令和2年7月9日非農地証明を発行しております。

続きまして5番です。添付資料は8ページです。南川口字シタヤシキ77番1、地目、畑、面積、95㎡です。申請地は20年以上前より耕作しておらず、山林となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年7月9日非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は6ページです。窪川地域が2件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の9ページから11ページをご覧ください。

番号1番 土地の所在地、勝賀野字木ノ下 757番、地目、田、面積、2,974㎡です。以下4筆あり、合計5筆で面積13,567㎡です。権利事由は所有権移転の贈与及び売買です。

今回申請の土地は、5筆とも譲渡人4名による共有地となっております。譲渡人欄の最上段が譲受人の父で、贈与。残り3名は親類で、持分売買となっております。相続により共有地となっている申請地を、整理するものです。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は本人希望です。譲受人の耕作面積は現在ありませんが、今回譲受する面積で下限面積は達成します。申請地では引き続き水稻を栽培する計画となっております。

番号2番 土地の所在地、金上野字ミコノ川 275番、地目、田、面積、98㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模縮小です。譲受人の耕作面積は9,671㎡です。下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。以上です。

議長 議案第17号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、5番 濱田誠委員。

5番 番号1番について補足説明をします。譲受人の父親から電話で確認しました。現状は田及び畑であることを確認しています。譲受人はほぼ毎日父親の下で農作業をしています。周辺農地への悪影響は10年以上代表である譲渡人が耕作していたので問題ないと思います。売買に至った経緯ですが、今回譲渡人の方、代表の方を含めて4名全て親類であり、県外在住及び高齢のためこの度整理をしたいと申出があり、父親よりも譲受人の方がいいだろうという事で今回売買になったそうです。譲受人ですが、今後父親と共に農業に従事し認定農業者や地域の担い手になり得る将来有望な方です。以上、確認の結果番号1番の所有権移転の売買は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号2番。20番、中城康子委員。

20番 この土地は、譲受人のすぐ家の隣にあります。長い間耕作されていなかったようです。譲渡人の方が高齢で寝たきりになっておりますので、贈与という話やったようですが、後々のこともあって売買になったそうです。野菜を作るそうなので問題ないと思います。

議長 議案第17号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は7ページです。今月は窪川地域の1件です。

添付資料は 12 ページから 17 ページです。申請地は、2 筆、土地の所在、見付字カヤノ木 740 番、地目、畑、面積 263 m²、同所、字同 741 番 1、地目、畑、面積 246 m² の合計 2 筆、509 m² の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、高速道路の延伸により住居が立ち退きとなり、新たに自己住宅を新設するそうです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、13 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、露天駐車場、農業用倉庫、農用車用車庫などを整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は申請地の農地、その他西側、南側は同意のある農地、東側の 739-1、739-2 の農地については、所有者の所在が不明な為、別紙でお配りしていますように、転用に伴う営農への影響をあたえないよう被害防除計画を作成し、また日影図を作成し日照による影響がないことの確認をしています。

日影図ですが、これは一番影の長い冬至の時の絵となります。着色している場所が影になる場所です。14 時、15 時、16 時代に一部影となりますが、全体的に見て日照による営農への支障はないものと思われまます。またこの農地はここ数年作付けされていません。転用申請時の必要書類として、基本的には、被害防除計画の作成をすることとなっていますが、同意書があれば、これに代わるものとして被害防除計画の作成は省略できます。今回は所在不明で同意がとれなかったことから作成したものです。

これらにより、周辺農地への影響は特になく考えています。土地の造成計画については、整地し砂利敷きとします。進入計画については、南側町道より進入します。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽の排水は、北側県道側溝に接続し排水します。この排水路には水利組合はなく、県の水路の担当課と排水について現在許可申請中ですが、許可は可能とのこと。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第 18 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 20 番 中城康子委員。

20 番 事務局がおっしゃった通りで特に問題ないと思います。本人と今月 19 日に面接してきました。許可が下り次第着工したいとおっしゃってました。以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 17 番 中原英昭委員。

17 番 この日影図ですが、この状態を見て影響が少ないと言えるかと判断できるはなぜですか。どこで判断するのか。植えてない土地だから大丈夫なのか、植わっていてもこれくらいの影なら影響ないと判断出来るのか。個人的には、かかっている気がする。

事務局 739-1 に影響は 16 時の緑の部分が 3 分の 1 弱影になる。考え方としては、筆全体の割合からして、この筆で作物が何も作れない状況ではない。筆全体の捉え方で考えた場合に、建物を建てた場合でも隣の農地については、影響は少ないという判断になります。それは影響があるのではないかという意見があれば、意見を出させてもらいます。

17 番 どれくらいの割合だったらという明確なものはないのですか。

事務局 明確なものはないです。影響的には、現地の状況と影のかかり具合で判断してもらうような形になります。

17 番 ここが宅地で家を建てて影が出来るのと、宅地でもない 1 種農地の所にわざわざそこに家建てたら影も出来るから文句も出てくると思ったので、目安的な物があればと思った。

事務局 決まったものがなくて、そこは各地域の農業委員さんのご意見を聞きながらになります。これを見た感じは、全体的には大丈夫と事務局の判断ではあります。委員さんが、これは影響がありすぎるということであれば、一言添える形にはなります。何年も使っていない農地で今後も耕作する可能性は少ない状況です。

議長 県内で常設なんかに被害防除計画が出てくるケースがあるのですが、それと比べて見てもこれくらいの日影図だと支障はないと判断すると思います。今回、この地区で高速の移転に伴って色々な土地を探しているということで、この案件が出てきております。1 種農地やむなしという部分もありますので、そうかと言って、1 種農地どこでもいいよという話にはならないわけですが、基本的には、集落接続とって、だいたい 60m の範囲内に家があるということで、1 種農地でも何とか許可になるだろうと申請が出てきているのですが、そういう土地でないとなかなか難しいといことです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 18 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 18 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 19 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」説明します。議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。添付資料は 18 ページから 24 ページです。申請地は、2 筆、土地の所在、平串字高尾 984 番 31、地目、田、面積 284 m²、同所字同 988 番 42、地目、田、面積 214 m²の合計 2 筆 498 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、高速道路の延伸により住居が立ち退きとなり、新たに自己住宅を新設するそうです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、添付資料の 19 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、露天駐車場、倉庫などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は町道、その他周囲は譲渡人の農地であり、同意も得ており、特に影響がないものと考えています。土地の造成計画については、整地し砂利敷きとし、西側と南側ののり面に擁壁を設置する計画です。進入計画については、北側町道より進入します。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽の排水は、東側に隣接する農地の道路沿いに排水管を埋設し、町道側溝に接続させ排水します。この排水路には水利組合はなく、町の水路の担当課と排水について協議しており、承諾は得ています。また埋設についても農地の所有者から承諾を得ています。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明をおわります。

議長 議案第 19 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。

議長 29 番 石田芳秋委員。

29 番 当該地は、集落の人が生姜を耕作しておりますが、11月早々には収穫するということで、収穫が終わり次第着手するということです。譲渡人から確認しております。排水計画、進入路は先ほど事務局から説明がありましたのでその通りです。以上の結果、番号1番の転用は問題ないと判断しました。

議長 補足説明が終わりました。議案第19号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第20号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第20号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和2年8月3日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案書は9ページからになります。今月提出の案件は17件で窪川地域15件、西部地域2件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名につきましてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番から13番までは利用権の設定を受ける者が同じですので、まとめて説明します。添付資料は25ページから64ページです。

番号1、土地の所在地、平串字出雲438番1、地目、田、面積、1,025㎡です。

番号2、土地の所在地、平串字中苗代1192番、地目、田、面積1,310㎡です。

番号3、土地の所在地、平串字中苗代1191番、地目、田、面積3,060㎡です。

番号4、土地の所在地、西原字永山800番、地目、田、面積3,011㎡です。

番号5、土地の所在地、西原字大窪818番1、地目、田、面積1,028㎡、以下3筆あり、合計4筆、面積2,862㎡です。

番号6、土地の所在地、西原字本田 821 番、地目、田、面積 3,536 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 7,096 m²です。

番号7、土地の所在地、若井川字下沢 590 番、地目、田、面積 2,298 m²です。

番号8、土地の所在地、若井川字下沢 591 番、地目、田、面積 244 m²です。

番号9、土地の所在地、若井川字西ノ前 1763 番、地目、田、面積 193 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,904 m²です。

番号10、土地の所在地、若井川字下沢 1791 番、地目、田、面積 866 m²です。

番号11、土地の所在地、若井川字下沢 1776 番、地目、田、面積 4,166 m²です。

番号12、土地の所在地、若井川字下沢 1769 番、地目、田、面積 2,323 m²です。

番号13、土地の所在地、若井川字奈路 1847 番、地目、田、面積 764 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 2,454 m²です。設定はすべて更新です。

期間は令和2年8月3日から令和7年8月2日までの5年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、すべて賃貸借権の設定です。

番号14、添付資料は65ページから67ページです。

土地の所在地、六反地字山崎 16 番 1、地目、田、面積 676 m²、以下 9 筆あり、合計 10 筆、面積 5,801 m²です。設定は更新です。期間は令和2年8月3日から令和8年8月2日までの6年間です。

野菜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号15番は利用権の設定を受ける者が中間管理機構です。添付資料は68ページから72ページです。土地の所在地、七里字川久保 乙 227 番、地目、田、面積、1,986 m²です。設定は新規です。期間は令和2年8月3日から令和5年8月2日までの3年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号16番、土地の所在、大井川字砂田 1526 番 2、地目は田、面積は 1,362 m²です。

設定は更新の設定になります。期間は、令和2年8月3日から令和7年3月31日までの4年8ヶ月になります。作物は落花生を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号17番、土地の所在地、江師字丸田 851 番、地目は田、面積 584 m²です。以下 2 筆あり、合計で 3 筆、面積が 1,415 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和2年8月3日から令和5年7月31日までの3年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第20号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。

議長 29番 石田芳秋委員。

29番 圃場の方は確認しました。綺麗に整理されています。以前からの継続でありますので、特に問題ないと思います。

議長 石田芳秋委員の場合は、番号1番、2番、3番ということですね。

議長 それでは、番号4番 21番 岡村博晶委員。

21番 番号4番、5番、6番について、現地確認し、借受人にもお会いして確認しました。借受人は、認定農業者はありませんが、地域の担い手として、水稻栽培を行っています。内容も利用集積計画のとおり問題ないと思います。圃場も見たのですが、周辺に悪影響を与えないと思いますので問題ないと思います。以上です。

議長 番号7番から13番。23番 西内一隆委員。

23番 7番から13番までまとめて報告させていただきます。7月21日現地にて借受人から確認をしました。借受人は専業農家であり、申請地は水稻を栽培しており、隣接地ともトラブルが無いようですので、利用権設定の更新は全く問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号14番 8番 宮崎恵美子委員。

8番 この方は、猪が出るような荒廃農地になりかけたような土地を頑張って、夏は夏野菜、冬は冬野菜と色々野菜を作っております。問題ないと思います。以上です。

議長 番号15については後の配分計画案で説明をさせていただきますので、番号16番13番 伊東智江委員。

13番 先日借受人から確認をとりました。借受人は、この土地で落花生を栽培されており今回も引き続き落花生を栽培されるという事です。こまめに手入れをされています。年間150日以上農作業に従事されていること、周辺農地へ悪影響を及ぼさないことも確認しました。内容も計画どおりです。更新という事もあり特に問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号17番 16番 竹内純委員。

16番 借受人から確認しました。借受人は家族でやっています。農地につきましては、自己所有地の隣接地、添付資料の78ページを見てもらった分かりますが、再設定でもありますし何ら問題ないと思います。

議長 議案第20号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

議長 2番 掛水誠幸委員。

2番 1番から13番の借受人はこの他にも借受していると思いますが全体でどれくら

の面積を耕作されていますか。

21 番 今のところ 6 町あまりはやっているそうです。本人の希望は減らしたいという事です。周辺地域はもう一人の方が借受人の土地もやってもらっていて、借受人は他を受けてやっているそうです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 20 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 20 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 21 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 21 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明いたします。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。議案書は 15 ページ、16 ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は 80 ページから 82 ページをご覧ください。今回は 1 件です。

番号 1、土地の所在地、七里字川久保 乙 227 番、地目、田、面積、1,986 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 5 年 8 月 2 日まで。受け手は、新規就農者です。野菜を栽培する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 26 番 甲把雄委員。

26 番 借受人と現地を確認しました。借受人は新規に就農され今後地域の担い手とな

る人です。現地は田であることを確認しています。周りへ悪影響がないようにやってくれると話をしてくれましたので、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 新規就農という事ですが、ここの面積では 1,986 m²しかございませんが、他にも農地があるというこですか。

事務局 他には農地はございません。今回の 1,986 m²が最初の借り受ける農地です。
農地法の農地ではないので、利用権設定でなおかつ配分ですので、考え方としては町とか公社、通常の新規就農で言えば、農地法でいう下限面積の 3 反がございしますが、利用権については、本来は 3 反という縛りはございません。新規就農でなおかつ意欲のある方ということで、公社または町が判断した場合には、3 反以下でもハウス等の集約、栽培についても町の基本構想に則とっている形であれば、3 反以下でも認めてあげられることになっておりますので、今回は、町と公社が判断しまして新規ではありますが、意欲又研修もしっかり受けているということで、3 反以下ではありますが、可能と判断をしました。公社の方も最低 1 反未満につきましては、新規であってもやるのは難しい。1 反以上であった場合は判断によって転貸しの状況は可能と話を聞いています。

議長 他何かご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第 21 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 21 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 22 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説

明を求めます。

事務局 議案第 22 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を説明いたします。議案書 17 ページ、添付資料は 83 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

魚ノ川字具足谷 377 番 2、地目 畑、128 m²につきまして、令和 2 年 5 月 22 日受付、登記原因 昭和 56 年 6 月 10 日時効取得、登記目的 所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は、昔は権利者の畑と蚕小屋があり、その後昭和 56 年頃より農業用倉庫を建て現在も管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 22 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。

議長 28 番 大西博之委員。

28 番 権利者の奥さんから話を聞いて来ました。昭和 35 年、37 年頃に義務者の方が移転したときに新たに家を建てたいということで、周辺の土地を購入して登記をした際にこの土地が義務者の名義になってしまいそのままになっておりました。先日義務者の方が亡くなり、権利者の旦那さんも病気になったためこのままじゃいけないということになり、手続きをすることになったそうです。以上です。

議長 議案第 22 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

1 番 時効取得の原因は農地として残すために時効取得をとったということですか。

事務局 時効取得の要件のところは 20 年間公然と自分の土地として持っていたので、この人の名義にしますというのが時効取得の所有権移転になります。その土地が農地のまま自分の土地として持っている場合とそうでなくても自分の土地ということで、名義は変えれます。農地でない場合は地目変更等の手続きをとっていただくような形になっていきます。今回は、農業用倉庫ですので、地目変更ではなく名義変更だけにかまわないと思います。

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 22 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案 22 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 11 「その他」の件について議題とします。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度四万十町農業委員会 7 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 25 分